

**愛知県公立学校（名古屋市を除く。）における
女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画**

〔 平成28年3月28日
愛知県教育委員会 〕

愛知県公立学校（名古屋市を除く。）における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、愛知県教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性教職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、愛知県教育委員会において、愛知県公立学校（名古屋市を除く。）の女性教職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性教職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

（1）管理的地位への登用の推進

平成32年度までに、管理職（校長・教頭・部主事）へ、新たに女性教職員を350人登用し、女性教職員の占める割合を、現状（平成27年度）の16%を17%以上にする。

（2）職業生活と家庭生活の両立支援

平成32年度までに、男性教職員の育児に係る休暇等[※]の取得割合を100%にする。

（[※]子どもの生まれる前後8週間における育児に係る休暇等（育児休業を含む。））

3. 女性教職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

2. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 女性教職員の管理的地位への積極的な登用

管理職の前段階となる主任級への積極的な女性の登用を図る。[継続実施]

また、女性管理職から女性教職員への働きかけを通じて、女性管理職の育成及びその意識の高揚を図る。[継続実施]

学校運営に関する研修への女性教職員の参加を促進する。[平成 28 年度～]

(2) 教職員の多忙化解消への対策

教員の多忙化を解消するための対策を検討するためのプロジェクトチームを組織して、業務量の精選等の検討を図り、職業生活と家庭生活の両立支援を進める。[平成 28 年度～]

また、研修の機会を通じて、女性が活躍できるようにワーク・ライフ・バランスの意識向上を図る。[継続実施]

(3) 育児に係る休暇等の制度の周知徹底

妻の出産補助休暇や育児参加休暇等、出産・育児に関わる休暇をわかりやすくまとめたポスター等を作成し、掲示等により周知を図る。[平成 28 年度～]

特に管理職への制度の周知徹底を図り、休暇等の取得促進の啓発を依頼するとともに、教職員の出産や育児を祝福し合える温かい職場の雰囲気作りを進める。[平成 28 年度～]